

介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：合同会社ハウスデイサービス
所在地：北海道札幌市清田区真栄一条2丁目1番28号
代表者：代表社員 佐藤 均（さとう ひとし）

2 事業所名

事業所名：ハウスデイサービス真栄三号館
認知症対応型ハウスデイサービス真栄三号館
所在地：北海道札幌市清田区真栄一条2丁目1番28号

3 事業の種類

指定地域密着型通所介護
指定認知症対応型通所介護

4 行政処分の内容

- (1) 行政処分の内容
指定の全部の効力停止（3月）
- (2) 行政処分の期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日まで

5 行政処分の理由

不正の手段による指定（介護保険法第78条の10第11号）
(指定地域密着型通所介護)

指定の更新申請を行った令和2年1月時点において、当該更新申請時に届け出た生活相談員2名及び他の者に生活相談員としての勤務実態がなく、当該更新に必要な人員基準を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、虚偽の内容の申請書を提出し、不正の手段により指定更新を受けた。

(指定認知症対応型通所介護)

指定の更新申請を行った令和2年1月時点において、当該更新申請時に届け出た生活相談員2名のうち1名及び他の者に生活相談員としての勤務実態がなく、当該更新に必要な人員基準を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、虚偽の内容の申請書を提出し、不正の手段により指定更新を受けた。